

## 中国税務速報

2022年4月18日

### 1. 財政部 国家税務総局 2022年第13号 小型零細企業に関する所得税優遇政策の更なる実施

公告の主な内容は以下の通りです。

①小型零細企業の年度課税所得額のうち、100万元～300万元の部分については25%に減額したうえで20%の税率により企業所得税を計算し納付します（すなわち実質的な税率は5%となります）。

②小型零細企業とは国家の非制限・禁止産業に従事し、年間課税所得額300万元以下、従業員300人以下、資産総額5000万元以下という三つの要件を同時に充足する企業を指します。

従業員数は、労働契約を締結している従業員のほか、派遣社員も含まれます。従業員数と総資産は企業の各四半期の平均値に基づき算出します。詳細な計算方法は以下の通りです。

四半期平均値：（期首値＋期末値）÷2

年間四半期平均値＝各四半期平均値の合計÷4

期中に開業または経営停止した企業は、実際経営期間を1納税年度として上記の値を算出します。

③本公告の実施期間は2022年1月1日から2024年12月31日までとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5173677/content.html>

### 2. 財政部 国家税務総局 2022年第14号 増値税の期末繰越税額還付の更なる実施

「国家税務総局 増値税の期末繰越税額の還付に関する事項の公告」（2019年第20号）に基づき、還付の範囲を更に拡大します。2022年の新規政策の実際の状況を踏まえ、個別の徴収管理に対して補足的な規定を公布します

①小型零細企業に関する増値税の期末繰越税額の還付政策を拡大します。すなわち、先進製造業に限定された増値税期末繰越税額還付政策の範囲を、要件に合致する小型零細企業（個人事業主を含みます。以下同様）にも拡大し、小型零細企業の当期末の増値税繰越税額を一括で還付することが可能となります。

「中小企業分類標準規定」の営業収益と総資産の値により小型零細企業を判定します。当該規定で開示される業界における企業のうち、営業収益または総資産の値を採用しない企業、及びそれら以外の業界における企業については、零細の判定は年間増値税売上高100万元以下を指し、小型の判定は増値税売上高2000万元以下を指します。

②製造業、科学研究および技術サービス、電気・熱・ガス・水の生産及び供給、ソフトウェア及び情報技術サービス、生態保護及び環境ガバナンス業、交通運輸・倉庫保管・郵便業（以下、製造業その他の産業と略称します）についても繰越税額の還付を実施し、先進製造業と同様に、要件を充足する製造業その他の企業（個人事業主を含みます）についても増値税期末繰越税額を全額還付する優遇政策を適用することが可能となります。これにより製造業などの業界に属する企業に対しては当期末の増値税繰延税額が一括還付されることとなります。

対象となる納税義務者は、「国民経済業界分類」で記載する「製造業」、「科学研究および技術サービス」、「電気・熱・ガス・水の生産及び供給」、「ソフトウェア及び情報技術サービス」、「生態保護及び環境ガバナンス業」、「交通運輸、倉庫保管及び郵便業」に従事し、増値税売上高が増値税売上高全体の50%超を占める納税義務者です。

③適用要件:

A) 納税信用レベルがAレベルまたはBレベルであること

- B) 還付申請前の 36 ヶ月間において増値税繰越税金還付詐取、輸出後の税金還付詐取または増値税専用発票の虚偽発行など行為が発生していないこと
- C) 還付申請前の 36 ヶ月間において脱税のため税務機関から処罰を受けた回数が 2 回以上ではないこと
- D) 2019 年 4 月 1 日より即時徴収・即時還付、徴収後還付に係る税收政策を適用していないこと

④本公告の実施期間は 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までとなります

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173759/content.html>

### 3. 財政部 国家税務総局公告 2022 年第 15 号 増値税小規模納税者に関する増値税免税

①2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間、増値税小規模納税者については 3%の徴収率を適用している課税所得額に対する増値税については、免税するものとします。これに伴い 3%の前納率の増値税税目に関しても、前納が一時的に停止することとなります。

②「財政部 税務総局 新型コロナウイルス対策としての一部の優遇税制政策の継続的实施に関する公告」(財政部 税務総局公告 2021 年第 7 号)の第 1 条で規定された優遇政策が 2022 年 12 月 31 日まで延長されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5173850/content.html>

### 4. 国務院 3 歳以下の乳幼児の養育についての個人所得税特別付加控除に関する通知

3 歳以下の乳幼児の養育について個人所得税特別付加控除が設けられます。詳細は以下の通りです。

①納税者は、3 歳以下の乳幼児の養育に関する支出について、1 人あたり毎月 1,000 元を課税所得から控除することができます。

②夫婦はどちらかの所得から控除額全額を控除するか、双方の所得から半額ずつ控除するかを選択することができます。選択後は、1 納税年度以内に変更することはできません。

③3 歳以下の乳幼児の養育について個人所得税特別付加控除に関する保障措置及びその他の事項は「個人所得税特別付加控除暫定弁法」に基づき実施されます。

④3 歳以下の乳幼児の養育に係る個人所得税特別付加控除は 2022 年 1 年 1 日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5173945/content.html>